



第414号

「がんばろう、日本！」国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」国民協議会
発行人 戸田政康
編集人 石津美知子
http://www.ganbarou-nippon.ne.jp
(東京事務所)
東京都千代田区九段北4-3-16
サンライン第14ビル6階 〒102-0073
TEL 03(5215)1330
FAX 03(5215)1333
(発行所)
東京都東大和市南街2-17-16
パピルス会館 〒207-0014
TEL 042(566)2950(代)
FAX 042(566)2949
(郵便振替) 00160-9-77459
「がんばろう、日本！」国民協議会
ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円
定期購読 半年2,000円
一年3,500円

今号の紙面

- 2-3面 インタビュー 鹿内博・青森市長
「民主夜」の元氣都市
3-4面 インタビュー 太田昇・真庭市長
「バイオマスタウン真庭の挑戦」
5面 バイオマスツアー報告
6-7面 「地域主体の小水力発電事業」
中島大・小水力協事務局局長
囲心会「日独のグリーン経済」
一方井誠治・武蔵野大学教授

自治の多面的・統合的アプローチのなかから、未来へ投資する社会への道すじを

「依存と分配」のたたみ方
「未来への投資」の立ち上げ方

アベノミクスの「第三の矢」として位置づけられる成長戦略の中心、「国家戦略特区」の概要が固まった。小泉政権での「構造改革特区」、民主党政権での「総合特区」など、これまでもさまざまな特区制度が導入されてきた。これまでは地域(主として自治体)が申請主体になってきたが、今回は政府が地域や企業の提案をもとに事業を選び、特区ごとに「国家戦略特区計画」を策定し、規制緩和や税制優遇などを主導するという。新興国が外資を起爆剤とするために設ける特区とは違い、日本での特区は、21世紀の課題先進国へとリニューアルするための政策実験の場であるはず。「新しく作る」だけの時代とは違い、ここで求められるのは、過去の負債のたたみ方と新しい未来の立ち上げ方との合わせ技だ。

制度の問題を浮き彫りにした。しかし、足かせを解くために十分取り組まれてきたとはいえない。ここに「停滞」の大きな要因がある。こうした規制は、東日本大震災の復興や各地で取り組まれている自然エネルギー普及の妨げにもなっている。この岩盤を除くことで、国内の活性化に高い効果が得られるはずだ。国、中央政府が主導する成長戦略という発想自体、過去の負債にほかならない。21世紀の課題先進国で求められるのは、地域がそれぞれの「あるものみ」を「あるべき」多様な個性を発展させる、そうした姿の成長ではないか。特区に求められるのは、地域からの発想、提案を生かすことだろう。それぞれの特性に応じた「たたみ方」と「立ち上げ方」のモデルを創りあげることができれば、変化は加速的に可視化されるはずだ。

率に持続可能性という、もうひとつの社会(セーフティネット)でもある(をつなぐ)ことが「強さ」につながるのではない。例えば担い手不足で衰退の危機にある農業。TPPを契機に「攻めの農業」を目ざし、競争を通じた効率化を追求するというのは、ひとつの方向性ではある。ここでは規模拡大を通じて、市場原理に基づいて効率的に経営を行う意欲ある担い手の育成が想定される。当然、これまでのような一律の補助や支援ではなく、「選択と集中」が図られる。だが一方で中山間地の農業は、そもそもこうした「競争を通じて効率化」とは別の原理で維持されてきた。それは、環境保全も含めた地域社会の維持である。いわゆる農業の多面的価値といわれるものであるが、問題はそうした地域社会の維持を全面的に補助金に頼るのか、それとも「協通を通じた効率化」という原理によって維持するのか(そのための財政支援)である。

営農者を地域社会の担い手として位置づけるなら、担い手不足による耕作放棄地の拡大は、地域社会の持続可能性の危機でもある。そのため自治体が農地を借り受け、新規参入者を募って貸し付ける農業公社という仕組みがある。この農地の集約や利用の効率化がうまく機能するケースでは、単に「攻めの農業」を目ざす規模拡大一辺倒ではなく、生きがい・楽しみとしての営農にも配慮しながら、地域全体としての土地利用調整機能を発揮するところにある。地域の合意形成を重視し、協通を通じて結果として効率的な農地の活用を実現するのである。島根県雲南市の(株)吉田ふるさと村は、全国でも初期に設立された第三セクターだが、その企業理念は「市場(農協)に出して儲かるものは農家自ら市場へ出してもらおう。ふるさと村は形は悪いが安心して口にできる農産物にこだわり、それを引き受ける」というもの。高齢者の「生きがい」としての農業を支えることを通じて、地域社会を支えている。(島根大学山陰センター「山陰研究」第4号「担い手」支援と自治体農政の地域的展開(関・北垣)より)

「経済を中心に豊かさ」を求めてきた結果、国や地方は一千兆円になろうとする借金を抱えてしまいました。現状、税金でまかなえる状況ではなく、増税をしても、歳出削減をしても、この借金体質から抜け出せるとはとても思えません。日本だけでなく世界でも財政難でいつ破綻してもおかしくない国が多くあります。世界の1%しか潤わない社会がこのまま存続していくとはとても思えない現状ですが、このことに気がついていても、現状の枠組みからは改善する動きすら見られませぬ。こうした現状をふまえると、補助金に頼らない「新しい公共」を作り出すときがきていると思われれます。現状の枠にとらわれず新たな共同体が自給自足の仕組みを作り、このネットワークが全国に広がれば、新たな社会が作られていくのではないのでしょうか。略、

この仕組みを作っていくには時間も必要であり、行政は現状の仕組みの中で補助金や、住民の意識改革への取り組み、制度改革等を行い、公共の概念を委ねる提案をする役割を担ってきていると思います。おひさま進歩は、こうした点では先駆的な役割を果たしています。国の『新成長戦略』として、再生可能エネルギーによる地域活性化が必要とされています。このことをとらえて前向きに取り組むことが今、求められているのではないのでしょうか。「みんなの力で自然エネルギーを」発行・おひさま進歩エネルギー株式会社

それぞれの特性に応じて地域のなかから生まれる「未来への投資」。それを生かすためにも求められる過去の負債のたたみ方。ここでは競争と効率、選択と集

未来へ投資する社会への多面的・統合的アプローチを、地域から

アメリカでは議会で暫定予算が合意できないため、十月一日から政府機関が一部閉鎖となった。このままでは米国債が債務不履行になる、というギリギリのタイミングで、とりあえず債務上限は先送りされたが、アメリカの財政危機は繰り返される様相を呈している。与野党対立による「決められない政治」は好ましいものではないが、政府の規模・政府はこれまでカバースべきか一をめぐる論戦と、それが及ぼす影響(政府機関の閉鎖)の可視化は、いやおうなく国民に当事者意識を迫る。ティーパーティーを支持する人たちが「これ以上、政府が大きくなったら将来が心配だ」と言い、オバマケアを支持する人たちは「アメリカ社会は助け合うべきだ」と言う。

こうした住民参加の拡大は、受益者市民としての要求から地域経営の感覚への転換の糸口となりうる。別の言い方をすれば、議会が受益者市民の代弁機能(議場で陳情する)から、市民が経営感覚を身につけるための政策論争のアーリーナとなることを求められる、ということでもある。地域において多様な意見や利害を集約、調整する過程、合意形成の水準は、企業経営における「選択と集中」、「市場による最適配分」よりはるかに複雑で多面的なものだ。だからこそ、決め方の正統性(自分たちで納得して決めた)が不可欠となる。

□インタビュー□

# 「市民主役の元気都市・あおもり」をもっと前へ

## 市民のためのまちづくりを、市民とともに

私は今年四月、二期目の再選を果たしましたが、一期目から市民参加を基本に取り組んでいます。例えば「市民と市長のなんでもトーク」。これは小学校区単位で、四七ある全ての小学校区で開催しました。ほかに団体などで行ったものも含めると、「なんでもトーク」は全部で六十回くらいになると思います。

これは二期目も続けています。おおむね二時間程度で、はじめに私のほうから話題提供のような形で何かのテーマについてお話しし、その後は市民から財政や庁舎（市庁舎の建替え）のことから側溝の話まで、「なんでもトーク」ですから、じつにさまざまなことが出てきます。

また「100人委員会」というのもあります。これは「なんでもトーク」とは違って例えば庁舎なら庁舎、除雪なら除雪とテーマを決めて、それについて皆

んから提案していただくという形です。一期目は公募五十人、市役所各部署からの推薦五十人という構成でしたが、二期目は公募が七十人、部局からの推薦が三十人強、実際には百人以上になるわけですが、とにかく公募委員の数を増やしています。そして一期目はやらなかったのですが、二期目からは座談会のようなものも入れていこうと考えています。

各種の審議会では委員の二、三割程度は公募にしています。後の七、八割の委員については各団体から推薦をいただいたりしています。これは病院の審議会とか都市計画の審議会などですが、市営住宅の入居のような公募になじまないものについては、公募はしていません。

また一万人アンケートという形で、市民の意識調査を行ってきました。二期目にはいつからの第一回目は先日、市民

四千人を対象に、「住みやすさ」や「市の取り組みに対する満足度」などについて調査しました。二回目、三回目はそれぞれ三千人を予定しており、三回分あわせて「市民一万人」ということになりま

## 鹿内博・青森市長に聞く

これはその都度、例えば大学についてとか雪（除雪）についてなど、テーマを決めて行います。こうして一期目からの市民参加の取り組みに加えて、これからやろうとしていることのひとつは、住民投票制度を盛り込んだ自治基本条例の制定です。これは二期目のマニフェストに挙げたものでもあります。

自治基本条例については、平成22年から市長の私的諮問機関として、公募市民も交えた検討委員会で議論していただいて、平成23年末に「中間報告」をまとめたのでありますが、この検討委員会が地方自治法上の設置手順を待たない、ということではいったんストップしました。その後、改めて条例に基づく検討委員会として新・検討委員会を設置し、今年三月末に報告書を提出していただき

ました。この報告を参考に、現在条例案を作っているところです。来年三月議会を目安に、議会に提案したいと考えています。とくに住民投票制度を盛り込むかは非常に重要な点ですので、慎重に検討しているところです。

またコミュニティ・ガイドラインというものをつくりました。市内に地区連合町会が三八ありますが、そこでまちづくり協議会をつくらせていただく。町会、PTAをはじめ地域のさまざまな団体に入っていたらいい、市民参加の仕組みとしてやっていこうということですね。そこで、新たなコミュニティの構成員、役割、活動エリア及び市の協働方法などに関して、地域と市が協働により市民自治によるまちづくりを進めるための道標として「青森市地域コミュニティ・ガイドライ

## 参加する市民は、青森市の財産

私が市長になるまでは、青森市政はこうした市民参加の仕組みは少なかったと思います。一期目四年間で種を蒔き、ようやく芽がでてきたかな、ということでしょうか。まだ大きな実りとまではいきませんが、市民にも徐々に浸透しつつあると思います。

私は二十五歳で市会議員に立候補して、二度落選もしましたが、県議会の時代も含めて一貫して市民派無所属としてやってきたのは、一人でも多くの市民が参加するように、という思いからです。特定の団体や大きな組織の意向ではなく、できるだけ多くの市民の声が市政に反映される仕組みが必要だ、というのが私の一貫した姿勢です。

とくに地域に根ざした、しかも市民一人ひとりの活動を活かした市民参加が必要ですね。市民が会議に参加するだけではなく、ゴミの問題や子どもたちの見守りなど、地域の活動への参加もあわせて市民参加だと。

地域の課題は、例えば除雪という問題でも、市民にも協力をお願いせざるを得

ました。この報告を参考に、現在条例案を作っているところです。来年三月議会を目安に、議会に提案したいと考えています。とくに住民投票制度を盛り込むかは非常に重要な点ですので、慎重に検討しているところです。

審議会への市民参加、100人委員会、なんでもトーク、さらにまちづくり協議会など、さまざまな仕組みで市民参加をこれからも進めていきます。市民のためのまちづくりを進めるためには、市民参加の仕組みはできるだけ広く、多くあつたほうがいいと思います。例えば100人委員会ひとつだけをみれば「何だ、これは」と思われるかもしれませんが、さまざまな形、仕組みを通じてトータルとして市民参加を進めていくということですね。

えないわけですね。そうした市民の協力を活かすためにも、除雪についての市民の提案を受けていく。さらに、われわれ行政と市民だけではできませんから、業者のみなさんの取り組みも必要です。市民と業者と行政、そして議会とがしっかりと進めていかなければならない。いくらわれわれがいいプランを作っても

## 青森のよさを活かすまちづくり

財政も人口減少も厳しいことは確かですが、どうもがいたって、このまちにあるものを活かしていくことしかないんですね。私はこのまちには、いいものがいっぱいあると自信を持っています。それを伸ばすことが、人口減少や高齢化への対策につながると思います。

もちろん、税収が入らないことには何も始まりません。税収が入るためには働く場所がなければならぬし、そのためには企業や観光客を誘致しなければなら

も、それが市民に理解されなければなりませんし、市民の参加がなければ除雪にしても、高齢者の見守りにしろ、地域の課題には取り組みません。

市民参加の成果としてあげるとすれば、子どもの権利条例が青森県内ではじめて制定されたことでしょうか。昨年十二月議会で可決していただきました。これはまさに子どもたちが一年近く議論を積み重ね、子どもたちに分かりやすい言葉で作ったものです。もちろん大人たちの審議会でもサポートしましたが、中心になったのは子どもたちです。これは市民参加の成果といえると思います。

市民参加を推進してきたことによる市民の変化ですか？ それはこれから出てくると思います。あえて市民の変化というなら、私が再選されたことでしょうか。私が進めてきた市民参加の取り組みについて、「もう二期、続けてみる」ということではないかと思えます。

地域の課題に関心を持ち、理解を示してくれる市民が増えていけば、それが将来的に青森市の財産になっていくのではないのでしょうか。（編集部：四月に行われた市長選の対立候補は自公推薦の元青森県副知事。政党推薦を受けない鹿内市長との選挙戦は「草の根対組織」の様相を呈したが、鹿内氏が約二万票の差をつけて再選を果たした。）

ません。

青森には一次産業としては米もあるし、りんごもあるし、ホタテもある。生きていくうえで絶対に必要な食の基本が、ここにはあります。それから陸海空の交通もすべて整っている。新幹線も高速道路もあるし、空港も港もある。恵まれた立地だと思います。

また、ねぶたをはじめ数多くの温泉や陸奥湾のホタテ、なまこ、あるいは「あ



鹿内博（しかない ひろし）  
青森市長

1948年生まれ。県立青森高校卒。県新生活協議会勤務の後、二度の落選を経て、1982年青森市議（3期）、1991年青森県議（5期）。09年青森市長、今年4月に再選。

オイルショックの影響でねぶたの スポンサー企業が激減、祭りの存続が危ぶまれたときに、市民のボランティアとカンパによる「市民のねぶた」を発案。ここで誕生した『私たちのねぶた』は40年目を迎えている。また津軽弁のイベント開催や、白神山地などの自然保護運動にも取り組んできた。

青森市役所

<http://www.city.aomori.aomori.jp>

（写真提供は青森市役所）

2面から続く

おもり藍」など、有名なものがたくさんあります。カシスの生産は日本一です。りんごの生産でも青森市は間違いなくベストファイブには入ります。棟方志功は世界的にも有名ですし、八甲田山は三浦雄一郎さんによって「母なる八甲田」といわれました。五月連休までスキーが楽しめますし、冬の樹氷も素晴らしいです。又、世界文化遺産登録を巨きしている三内丸山、小牧野の縄文遺跡があります。陸海空の交通が整っているという立地条件をからめて、こうした青森の資源を活かしていくことが産業政策だと思います。

雪についても、たしかに「いやだな」ということもあります。札幌の雪祭りのように観光資源でもあるわけですが、八甲田山のスキーや樹氷もそうですが、雪を資源として冬の観光にも力を入れています。それだけではなく、エネルギー資源としても活用できないかということ、夏まで保管しておいた雪を冷房に使う取り組みもしています。

除雪は大変ですが、子どもにとって雪は遊び場でもあるわけですね。また冬に雪があれだけ降るからこそ、青森には豊かな水がある。八甲田山にあれだけの雪が降らなければ、夏は水飢饉になってしまいます。

こうしたわれわれが持っているものを活かす。ただそれだけではできないので、外の力も借りる。観光や企業誘致も組み合わせることによって、地元企業、地場産業も伸ばしていく。そこで税収を確保することによって、市民のための政策もできるということですね。

子どもの医療費の無料化も、私が市長になってから小学生の入院費については無料化しました。できれば通院費も無料にしたいのですが、財政状況からそれは今すぐは難しい。ただ、これまでは無料化といっても、いったん窓口で支払った後に手続きして払い戻すという形だったのを、窓口での現物支給（窓口での支払いの時点で、無料化部分については無料）とすることで、今年の八月からしました。

これは医師会の手続きなどが必要だったのですが、こういうことを積み重ねていくことで、青森は子育てしやすいまちだということになれば、結果としてそれが人口減少対策になると思います。

人口減少対策にしろ、少子化対策にしろ、ひとつの政策だけでできることではありません。いろいろな政策をトータルにやることで初めて対応できる。それが結果として財政の問題にもつながると思います。

財政は厳しいことはたしかですが、なんとかやっつけていかなくてはならない。そこはやはり、外貨をどう稼ぐかです。観光に力をいれることも、りんごをほじ

### 議員と市長の役割分担 ―責任の重さ、郷土愛は同じ

私は長年、議員をやってきましたが（青森市議3期、青森県議5期）、議員と市長はまったく違いますね。議員には予算提案権がありません。予算の執行権も人事権もありません。市長にはそれらすべてがあります。議決権はありません。議決権は議会にある。役割分担がまったく違うということです。

自分でやってみて思うのは、行政である市長はすべてのことを判断しなければなりません。議員の場合は、議決に際してはすべてのことについて判断しますが、すべての問題について質問したりするわけではない。議員の場合は自分で取り組みたいテーマ、分野を選べるということです。市長は選べません。

議員のときには消費税の値上げに反対してきましたが、市長の立場としては総合的な判断をしなければならぬわけです。例えば何かの案件について51対49だった場合、49の反対があっても51の賛成があれば、市長としてやらざるを得ない。市長も議員も100の賛成を目指すのは当然ですが、議員の場合は、考えた結果49の立場に立つ、ということもできます。しかし市長である私は49の立場には

め青森の物産を県外に輸出する。また、ねぶたを宣伝塔としてフルに活用して、青森を売り込む。

一昨日も東京で国体のアトラクションに、東北の他の祭りとともにねぶたが招待されました。青森を宣伝すること、りんごも買ってもらうこともいいし、企業誘致にもつながるかもしれない。首都圏をはじめ全国各地で、商店街やデパートなどいろいろなところで連携して、青森を宣伝するイベントを行っています。青森を宣伝するイベントを行っています。ねぶたも呼ばれていきます。私もなるべく出かけていって、宣伝に努めています。今年台湾のランタンフェスティバルにも招待されました。

立てません。

もちろん責任の重さは議員も市長も変わりません。一方は議決する責任の重さ、もう一方は提案し執行する責任の重さ。これはどちらも同じです。そして基本にあるのは青森に対する誇りや自信、愛情で、これも議員であれ市長であれ同じです。

（9月30日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部）

□インタビュー□

## バイオマスタウン真庭の挑戦 希望と元気のまちを目指して

### 地域全体で取り組むバイオマス発電事業

―一昨日バイオマスツアーに参加し、改めて真庭市全体でバイオマスに取り組んでいることが、よくわかりました。（真庭市のバイオマスの取り組みについては、別記ツアー記事を参照。）

太田 真庭市でバイオマスがこれだけ取り組まれている背景には、先人の努力があることも木材のまち、それも良質のヒノキを供給するまち（全国のヒノキ材の値は真庭で決まる、とのこと）である、ということがあります。製材技術も高いですが、強調しておかなければならないのは、川上から川下まで、つまり山を管理する森林経営者から製材業者、販売業者までが真庭に揃っていて、しかもよくまとまっているということです。五万弱の人口のまちに三十の製材所がある。林業や製材業が厳しいなかで、こんな地域は他にないと思います。

このように森林・木材関係の業者のみならず、皆さんがよくまとまっている、ということがベースにあって、そのなかで銘建工業（\*）のような先進的な取り組みが出てきた、ということだろうと思います。そしてみんなでバイオマスに取り組んでいくということですね。これまで来たということがあります。（バイオマスタウンの中心でバイオマス発電（1950kw）を行うとともに、製材過程で生じる木屑からペル

ットを製造・供給している。）

今後の取り組みですが、ひとつはバイオマス発電事業です。一万キロワットの発電を計画していますが、当然これは一社ではできません。銘建工業や真庭市、地元の林業・製材業組合など九団体が出資して、真庭バイオマス発電株式会社を設立しました。二〇一五年の稼働を目指していますが、年間一四万八千トンの木材の調達が必要になります。これを山から切り出すことを中心にまかなっていくということ、まさに業界をあげて取り組まなければならない。地域全体の取り組みであることを、強調しておきたいと思っています。

これは民間会社という形です。二億五千万の資本金のうち真庭市の出資は三千万です。これが半分を超えて官主導ということになるのは、私はあまりよくないと思っています。

ですから、私がいまは口はほったいことを申し上げるべきではないのですが、できれば将来的には発電事業のみならず電力販売会社を作って、五十銭でも安く電力を地域に供給できればいいなと思っています。残念ながら現在の仕組みでは、発電した電力を直接個人に売ることができないですね。五〇キロワット以上の消費、つまり産業用ですね、それと公共施設にしか売ることができません。少

でも安く売電することで、企業誘致あるいは既存企業の発展に役立てられたいと思っています。

バイオマスはクリーンエネルギーです。そして地元の資源で発電するわけですから、安定供給という点からも、地域の発展に貢献できると思っています。

バイオマス発電の次の展開としては、熱利用ができないかということ。今回は熱利用できる設計にはなっていない。今回は熱利用で出る熱も何とか利用できないか。（熱は運べないため、熱利用施設は発電施設に近接しなければならぬので）今回は立地上しんどいかなと思います。例えばビニールハウスに近いところに発電施設をつければ、野菜の栽培にも熱利用ができる。資源は百パーセント利用するというのが基本的な考えですから、そうした熱利用も展開できればと考えています。

また真庭市には岡山県の小水力発電施設も二つあります。中国電力の小水力発電所もあります。また真庭市も、農業用ダムのあるところで小水力発電ができないか、予算をつけて調査しています。太陽光発電も小さいですが、二、三出来つつあります。このようにいろいろなものを組み合わせ、真庭市の電力は再生可能エネルギーでまかなえる、ということができればいいなと思っています。

バイオマスの関連ではさらに、セルロースを活用できないかということ、バイオマス・リファイナリー事業に取り組んでいます。経産省、岡山県、民間企業

太田昇・真庭市長に聞く





太田昇 (おた のぼる) 真庭市長

1951年生まれ。京都大学卒。京都府入庁。総務部長などを歴任。2010年より京都府副知事。本年四月より真庭市長。真庭市役所 http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/index.jsp

3面から続く
が入って研究を進めています。簡単にいうと、(製材過程で出る)木の粉をプラスチックやコンクリートに混ぜていくんです。すでにコンクリートについては木片コンクリートとして製品化されています。こういう面からも、バイオマス事業をさらに展開できるのではないかと考えています。

またバイオマスにこだわって、生ゴミの分別収集にも取り組み始めました。生ゴミと尿を混ぜて発酵させ、そのガスで発電していく。その過程で液肥ができるので、これを農業用の肥料として活用していく。これも発酵というところでバイオマス事業です。

久世町内全域で、生ゴミの分別収集を試験的に始めようとしています。これはなかなか都市部ではできませんね。やはり農山村部で住民の理解があって、いい意味での共同体、コミュニティができていて、そこでみなさんの協力がえられないと、生ゴミのなかに異物を入れられてしまったら、成り立ちませんから。地域的なまとまりと住民の理解のうえに成り立つ、環境とバイオマスのまち、とこのことでブランド化していかないと、真庭の発展につながっていかないと考えています。

バイオマスの大元である林業も大切です。これはひとつはCLT(※)がどうなるかにもかかっています。林業にとっては、伊勢神宮のような日本の伝統的な木造建築物に使ういい材を提供することももちろん大事で、その質を落とすことはだめだと思えますが、それが林業の中心になるかと思ったら、やはりそれは厳しい面もあるかと思っています。伝統的な林業技術を残しながら、同時に現代にあった、現代の科学を活用した木材利用が必要だろうと思います。

その点でCLTは有力なもので、私の知る限り断熱効果もありますし、火災にも強い。鉄に替わる建築物の構造材になれば、木材利用がグンと伸びます。これは並材を活用するわけですね。これまでのような、すばらしい木をつくるというところからは少し変わってきますが、それはそれでひとつの方向です。ここからの林業では、CLTの消費に対応するようなことも取り組んでいかなければならないと思います。CLTの実用化には、実証実験も含めて国のほうで取り組んでいますが、私たちでも取り組んでいきたいと考えています。

じつは第一号ができるんです。建築物としては、銘建工業が高知県に建てたものが第一号なんです。建造物としては第一号となる、「まにわくん」という地域バスの停留所の待合室をCLTで造ります。10平方以下ですから建築許可も不要なんです。CLT「直角にはり合わせた板」という意味。集成材。何枚かの板を繊維の方向が直角になるようにはり合わせることで、飛躍的に強度が増すため、木造の高層建築も可能となる。また何枚かはり合わせるため、一枚では使えないような並材を活用することができます。真庭でのバイオマス事業の特徴は、民間主導で進んできたという点です。そのうえで、行政がバイオマスシティを展開していくという大きな流れを作っていることが、全体をまとめ、また推進する原動力になっていると思います。

民間主導で進んできたという点です。そのうえで、行政がバイオマスシティを展開していくという大きな流れを作っていることが、全体をまとめ、また推進する原動力になっていると思います。もちろんバイオマス発電所も事業所ですから、発電所設置のための補助金も出します。そういう財政支援も行っています。

財政は本当に厳しくなってきました。(平成一七年に)九町村が合併して真庭市になったので、制度上、十年間は九町村分の地方交付税が入ってくるということになっています(合併算定替)。今は一般会計が約三百億、そのうち税収が約五十億、地方交付税が約百五十億という形になっていますが、真庭市をひとつの市として計算すると、地方交付税は百十億です。つまり今より四十億減るわけです。合併後十年間の特定期間の後、五年間かけて減っていくことになっています。

地方交付税というのは一般財源ですから(自治体の裁量で)何にでも使えるわけです。それでバイオマス事業などにも取り組んできました。他にも例えば中学三年まで医療費無料化も行ってきましたし、保育所の保育士の配置も多し、保育料も安いんです。あるいはコミュニティへの補助もダントツです。そういうことができるのも、(合併算定替による)四十億というお金があればこそなんです。

これがなくなっていくというのは大変な話です。それを見越して、市の総合計画も(合併から十年となる)二七年度までだった終期を二六年度に繰り上げ、二六年度中に次の総合計画を作るようにしています。通常の市としてやっていける、持続可能な財政運営をしなければなりません。非常に厳しい課題を住民、市民のみなさんにもお願いしなければいけないと思います。

例えば学校数も非常に多い。小規模校ですね。市域が広く、人口も減っていますから、保育所や小学校の統廃合をどうするか、悩ましいところです。保育所は統廃合も難しいです。単に統廃合の是非というだけではなくて、近代の学校教育とは何なのかということも含めて、住民のみなさんに議論してもらい、共通認識にしたいと思っています。小規模校で親切丁寧に教えるのが、いい教育なのか。それは塾ではないのか。近代教育というのは、「共に育む」という共育、つまり一定の学習内容と、集団や組織の中で切磋琢磨して生きていく力を身につけていくことではないか。

そのためには、やはりそれなりの人数が必要でしょう。教育成果としてどうなのかはよく分かりませんが、例えば一年生から六年生まで一クラスずつということになると、そのなかで学力も固定化されて、切磋琢磨するという環境にはなかなかありませんね。やはり学級編成などがある環境が変わって、ということが必要だろーんと思っています。また例えば、人数が足りなくて野球もできない、というようなことでいいのかというようなこともあります。もちろん統廃合によって遠距離通学になってしまう、という問題点もあります。

また財政面から見ると、先生の給与も含めた学校関係の経費が児童生徒一人当たりいったいいくらかかっているか。高いところは六百万くらいかかっているんじゃないでしょうか。もちろん教育というのはカネの問題ではありませんが、同じカネを使うなら、それを小規模校で使うのがいいのか、バス通学になってしまふというデメリットはありつつ、もっと他のことに使うことも考えられるのではないかと。そういうことを、住民のみなさんと議論していきたいと思っています。それが住民自治だと思います。

そして三つの観点で考えてみたい。一つは、大人が郷愁で考えるのではなく、次の世代の子もまたちにとって何がいいのかというところから考えてくださいということです。これは一番目の教育理念とも関連します。私はずっと京都府に勤めてきて、今年四月の真庭市長選に出る前は副知事を務めていました。地元のみなさんに声をかけていたけれど、ふるさとである真庭の市長になりましたが、何が動機だったかというところ、やはり日本の農山村全体が厳しい状況になっていくなかで、地域をよくしたいという思いはずっと持っていましたので、私でお役に立てるならと。京都では恵まれた環境で働かせていただいていたけれど、元々野心があるわけではないので、現職を蹴落としてまでとは思いませんが、みなさんの期待もあるなかで、私がお役に立てるならと思ったわけです。

シンポジウム 未来へ投資する社会へ ~エネルギー自治、循環型社会 11月10日(日)13時から17時 日本交通協会 大会議室(有楽町・新国際ビル9階) 会費 2000円 ●第一部 問題提起 1.バイオマスタウン真庭の挑戦 中島浩一郎・銘建社長 2.再生可能エネルギーによるまちづくり 太田昇・真庭市長 3.再生可能エネルギーで地域を再生する 諸富徹・京都大学教授 ●第二部 パネルディスカッション 植田和弘・京都大学教授、諸富徹・京都大学教授 寺西俊一・一橋大学教授、原亮弘・おひさま進歩社長 中島浩一郎・銘建社長、太田昇・真庭市長

「がんばろう、日本!」国民協議会 03-5215-1330

今後の自治体運営が厳しくなることは分かっていますから、火中の栗を拾いに行くといい覚悟で来ました。大変ではありますが、今こそ将来の持続可能性にむけた基盤をつくっておかなければなりません。これは農山村部にかぎらず日本全体についてもそうですが、厳しいからといって、甘えの中では発展はないし、未来もない。自ら努力していくという姿勢がないと、という思いはあります。

九町村の合併ですから、これまでの調整は並大抵のことではなかったと思います。ですから、合併にともなう地方交付税算定替という特別措置は必要だったと思います。職員の住民もそれに慣れてしまふ、潤沢な財源が当たり前だと思ってしまうのは、やはり怖いことだと思っています。これから厳しいことを言っているけれども、職員の住民もそれに慣れてしまふ、潤沢な財源が当たり前だと思ってしまうのは、やはり怖いことだと思っています。これから厳しいことを言っているけれども、職員の住民もそれに慣れてしまふ、潤沢な財源が当たり前だと思ってしまうのは、やはり怖いことだと思っています。

(10月4日。聞き手/戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

九町村の合併ですから、これまでの調整は並大抵のことではなかったと思います。ですから、合併にともなう地方交付税算定替という特別措置は必要だったと思います。職員の住民もそれに慣れてしまふ、潤沢な財源が当たり前だと思ってしまうのは、やはり怖いことだと思っています。これから厳しいことを言っているけれども、職員の住民もそれに慣れてしまふ、潤沢な財源が当たり前だと思ってしまうのは、やはり怖いことだと思っています。

### 真庭・バイオマスツアーに参加して

#### 基幹産業としての林業

十月二日、真庭市のバイオマスツアーに参加。真庭市のバイオマスの取り組みが注目されるようになり、視察希望が増えたことに対応して、「顔の見える産業観光」をコンセプトとした「バイオマスツアー真庭」が誕生したのは二〇〇六年。現在は運営主体を真庭市観光連盟に移管し、見学先と連携しつつ地元観光も組み合わせる運営している。最近では「里山資本主義」(藻谷浩介・NHK広島取材班(藻谷浩介・NHK広島取材班(角川oneテーマ21)が評判になったこともあり、参加者も年間二千人ほどに増えているとのこと。バイオマスの取り組み自体が、外から人を呼ぶ観光資源となっている。

真庭でのバイオマスタウンの取り組みは、民間主導である点特徴だ。九町村が合併して真庭市ができたのが〇五年。合併より前の一九九三年に地元の若手経営者たちが、高速道路建設による産業の衰退を危惧して「21世紀の真庭塾」を立ち上げたところから始まっている。専門家の話を聞き、議論を重ねる中から「町並み保存」と「循環型地域社会の創造」をテーマとしていった。これが今日のバイオマスタウンへとつながっている。

背景にあるのは、真庭市が林業のまちであること。森林面積は80%を占める。林業、製材業は衰退産業といわれて久しいが、真庭市内にはまだ原木市場が三ヶ所、製材所が三十社あり、まちの経済の25%を占める基幹産業である。市内の移動中にも木材を積んだトラックに何度も遭遇した。また人口林の七割がヒノキで、ヒノキ材の価格は真庭で決まるといわれるほど、西日本有数の集積場となっている。

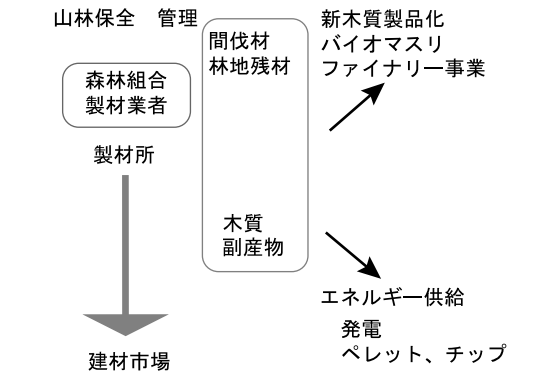
〇四年の台風23号で、山は風倒木の大きな被害を受ける。これがひとつのターニングポイントとなって、高性能機械の導入や若手林業者の育成(現在は平均年齢40歳)に取り組むようになる。同時に、放置された林地残材をバイオマス資源として活用する取り組みも始まる。(す

で一九九七年から銘建工業では、製材過程で出る木くずを活用したバイオマス発電を行っている。バイオマス資源の安定供給

バイオマスとは、植物などの生物から生まれた再生可能な資源の総称だが、真庭の主流はやはり「木」。バイオマス資源の安定供給の役割を担うのが、森林組合であり、製材業者が共同で設立した集積基地だ。

いい木を育てるには枝打ち、間伐をはじめとする山の手入れが必要だが、その先の行き場がないため、山林に放置されているケースが全国にある。森林組合では、建設材に向かない材をチップ化して製紙会社にまわしているが、そのルートも細くなる一方。そこで取り組んでいるのが、集積基地の建設のように「地域ぐるみ」で「根こそぎ使い倒す」システムを作った経験から、これはクリアできると、関係者は異口同音に述べる。また、鳥取県智頭町からも智頭スギが真庭の市場へ運ばれているように、西日本有数の集積場という利も生かされることだろう。

### バイオマスの流れ



銘建工業の発電用ボイラー

ポイントには設備ではなく、地域内の関連事業者が連携することで、これまで「ゴミ」になっていた未利用材を、製材チップ、燃料チップなど利活用の目的に合わせて加工し、安定供給するという地域全体の流通体系が整備されたところにある。

木質バイオマス利用の第一は燃料活用だ。粉碎された樹皮やチップ、用途別に加工されたペレットなどが熱利用されている。真庭市の木質バイオマスエネルギー自給率は11%(2010年度)。石油代替量は約一万五千トン、金額にして十億円(重油を70円/リットルとして)にのぼるといふ。

現在、銘建工業が自社利用の発電に使用しているのはじめ、市役所の冷暖房、公共施設の温水プールの加温、ビニールハウスの加温、さらには家庭や事務所のストーブなどに活用されている。一万キロワットのバ

イオ発電が始まると、直接は十五人、関連事業で二百人の雇用が見込まれている。さらに「次のステージ」として取り組んでいるのが、バイオマスリファイナリー事業。バイオマス資源を原料に燃料や加工品を製造し、エネルギーコストの削減と高付加価値化を目指す。その一例が木片コンクリート。チップ化したものを混ぜたコンクリートが開発、実用化されている。ほかにネコ砂の製造や、きのこ生産への活用、堆肥の製造など農業への展開も始まっている。

バイオマスタウン構想では、木質をはじめ家畜糞尿などの廃棄物系バイオマスの利用率を90%(08年88・5%)に、稲わらやもみ殻などの未利用バイオマスの利用率を40%(同38・2%)にする目標が掲げられている。また持続可能な地域産業の発展という観点からも、バイオマスの本流である林業の活性化、里山の保全などに、バイオマスの利益をいかに還元していくかという課題を掲げている。真庭の取り組みの大きなポイントには「地域全体の取り組み」であるという点と、本流である林業・製材業の持続可能性を追求している点。ツアー終了後、バイオマスタウンの重要な担い手である銘建工業の製材工程を見学させてもらったが、ベルトコンベアを次から次に流れていく板が集成材に加工されていく様子は、圧巻だった。

### メガソーラーをまちづくりに生かすために

□インタビュー

#### 武久頭也・瀬戸内市長に聞く

岡山県瀬戸内市では、広大な塩田跡地にメガソーラーを建設する計画が進んでいる。単なる「土地貸し」に終わらない、まちづくりの一貫としての取り組みについては、一月十二日のシンポジウム「エネルギーと自治」で武久市長から提起していただいたが、その後の進捗について、伺った。

#### 武久 再生可能エネルギーから

得られる利益を、いかにして地域に還元していくか。そのため瀬戸内市のメガソーラー(250メガワット)では、単に「土地貸し」をするというだけの事業にせず、まちづくりの一貫として取り組んでいます。昨年、提案競技を行い金融、プラント、電力、ITなど各分野の有力企業七社による事業者を選定しました。環境調査や発電設備の認定、系統への接続手続きなどを鋭意、進めている最中です(十一月着工の予定)。

#### 再エネから得られる果実を地域に還元していくためには、ま

ずは発電して果実を得られるようにしなければなりません。今はそこに全力を尽くしているところです。次々にハードルが生

じてきますが、中でも大きいのは、ひとつは自然保護をどうするかの。もうひとつは資金調達です。買取制度で価格は決まっていますが、そうなる利益が出ていますから、そうなる利益がどれだけ出るかはコストで決まるわけです。コストを抑えられないと、投資に見合う利益が出ないので、資金調達も難しくなります。ですからコストをどう抑えるか、その作業を進めています。

#### 500ヘクタールの塩田跡地

は投資案件として、必ずしも有利ではない部分もあるんです。面積は広いですが地盤が弱いところもあるし、津波や高潮が来た時に締切堤防を守る形になっていないと、投資の対象になりませんから、そういう対策もとらなければなりません。事業者はそういったコストも吸収しなければならぬわけです。また系統の接続にもコストがかかります。こうしたコストをどれだけ圧縮できるか、ということですね。

#### 出資二割、融資八割というこ

とで組成しようとしているので、まず出資の二割が固まるかどうか。ここを今デューデリジエンス(投資案件の事業全般に

関する適正評価手続き)をかけたところ、これが通れば出資が決定するので、それに対して融資がついてくることになりそうです。

この三月の段階で計画はできましたが、それを実行する段階で、資金調達と開発関係のハードルをどう乗り越えられるか、ということとで一生懸命やっている、ということですね。

開発については自然保護や緑地の確保など、県も入って協議しているところです。錦海塩田跡地の近くには「日本のエーゲ海」とも呼ばれる牛窓(うしま)の海岸が広がっていて、巨大なメガソーラーを建設するにあたっては、自然環境に影響を及ぼさないことが重要なテーマになっています。基本計画の中では太陽光パネルを設置するエリアも限定し、動植物の保護に欠かせない湿地帯や遊水池の周辺は「自然環境保全ゾーン」に区分して、太陽光パネルを設置しません。

湿地や渡り鳥、貴重な動植物とメガソーラー・再エネが共生する、そういうまちにしていきたいと思っています。

(10月4日、聞き手/戸田政康、石津美知子。文責は編集部)

武久頭也 (たけひさ あきなり) 瀬戸内市長

1968年生まれ。英国パーミンガム大学公共政策大学院修士課程修了。邑久町議会議員を経て、コンサルタントとして自治体の政策形成に携わる。関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科准教授。09年瀬戸内市長就任。2期目。瀬戸内市役所 <http://www.city.setouchi.lg.jp/>

□インタビュー□

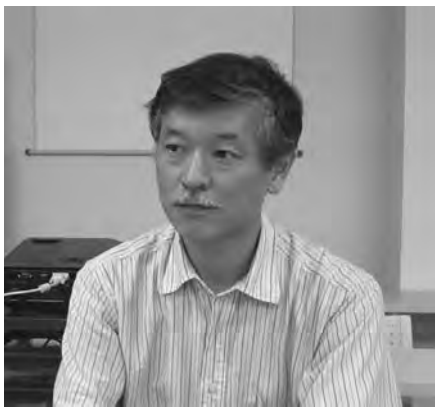
# 自然エネルギーで地域を活性化する

中島大・全国小水力利用推進協議会事務局長に聞く

## 小水力発電の特徴は、地域との結びつきが強いこと

太陽光、水力、風力、地熱、あるいはバイオマスなど、自然エネルギーにはそれぞれ特徴があり、それに応じた使い分けが必要になってきます。

まず発電の安定性についてですが、水力は比較的安定性があるといえます。地熱はもっと安定性がありますが、水力も年間を通じて一定のレベルでの発電が可能だという特性があります。もちろんそうはいつても、晴れた日が続けば流量が減ってきますし、大雨には弱いという弱点もあります。とくに水害までいかなるても、大雨によって水が濁ってくれば、(土砂やゴミが流れ込まないように)発電を止めなければなりません。安定的に雨が降ってこれればいいのですが、地球温暖化が進むと大雨が多くなるという予測もありますので、今後はそういう心配もあるかもしれません。(編集部/小水力発電では、水路を流れてくる



中島大 (なかじま まさる)  
全国小水力利用推進協議会 事務局長  
一般社団法人小水力開発支援協会  
代表理事

全国小水力利用推進協議会  
<http://j-water.jp/>

枝や葉、ゴミなどを取り除く作業が日常的に必要。)

小水力にはもうひとつ、地域社会との結びつきが強い、という特徴があります。日本では明治から大正にかけて、村落電化というものがありません。農山村においては、今のように電力会社が電気を引いてくれるというわけではなかったのですね。自分たちで発電しないかぎり電気が使えないという時代がありました。そのときに地域で取り組んだ発電は、ほぼ百パーセント小水力発電です。

つまり小水力発電は地域のみなさんがやる気になれば、自分たちで発電所を建設して経営することができるといえます。運転管理も自分たちでできる。水力発電の場合、発電にかかわる技術はそんなに大変ではないんです。むしろ土木技術や水路管理といったところが、発電所を建設するうえでも、運転管理のうえでも七

八割を占めています。そういったことは江戸時代から農山村では普通に、農業用

## 地域主体の発電事業

固定価格買取制度ができたので、この新しい社会条件の下でのモデルをいくつかつくるというところで、今取り組んでいます。そのなかから、いくつかご紹介

### 地元建設業者が発電会社を設立

まず富山県魚津市の小早月発電所です。早月川の支流である小早月川で取水して、990キロワットの発電をする。一年半前くらいに運転を開始しました。これは〇五年くらいから、地元で建設会社を営んでいる方が仲間の建設会社の社長さんに声をかけ、アルプス発電という発電会社を作って、そこが事業主体

になっています。地元の建設会社が発電に取り組むというのは、けっこう重要なことなんです。どういう意味かというと、中山間地で大雨が降って土砂災害が起きると、復旧作業が必要なんです。また富山は豪雪地帯ですから、除雪も不可欠です。これらの担い手は地元の建設会社なんです。重機を持って地元の土建屋さんが出動できないと、災害復旧に時間がかかってしまい、地域のみなさんが生活に困ってしまいます。

ところが豪雪とか土砂災害というのは、計画的に起きるわけではありません。そうすると、今のよう

水の管理として経験があります。ですから発電機と水車を外から持ってくれば、後の技術は元々地域にあるわけです。そういう意味で、取り組みやすいといえるのです。

一万キロワット以下を小水力といいますが、そのなかでも一キロワット以下の小水力発電は新エネルギーに認定されており、建設費などの優遇制度があります。またダムや調整池などを設置しないで河川の流水をそのまま使う方法が一般的なので、自然環境にも調和的です。

## 三つのモデル事例

厳しいなかでは、対策の予算も控えめにしか認めません。そのため災害が起きたけれど予算が足りない、という事態になるわけです。

そうなるので、「赤字でも、とにかくやってみよう」ということになり。こうい

うときに以前なら、「そのかわり、今度体育館を作るときには面倒を見るから」ということができたんですが、今はできなくなった。談合がいいとはいませんが、何らかの方法で土建屋さんが収益を出す仕組みをつくっておかないと、倒産や廃業が相次いで、重機がないために災害復旧できないという事態が実際に始まっています。

そこに発電所の意味があるわけです。発電所を作るときだけではなく発電所自体、小規模の水害でも重機が必要になります。そういうことも収入になるわけです。建設業者が生き残るための足しになるなら、それはいいことだと思います。アルプス発電も、公共事業が減っていく中で建設業者が自ら仕事を作っていく、という意味をこめて作られた会社です。地域の建設会社に関わることで、地域にとって価値の高い発電事業になるというモデルだろうと思います。

建設業にとっては、大きな案件がポンと入ってくるのは、それはそれで(人や機材の手配など)大変ですし、それがな

くなったときも大変なので、金額は大きくなっても一定の固定収入があるというのは、大きいですね。

もうひとつ、この事業のモデル性が高いのは資金調達です。当初は地元の金融機関の融資でまかなおうとしたのですが、結局話がまとまりませんでした。そこで市民ファンドを集めている「おひさまファンド」(飯田市)を通じて、資金を調達しました。十億近い建設費の半分は環境省の補助金ですが、残りの五億とつなぎ資金の二億は、市民ファンドでまかないました。小水力発電を市民ファンドでまかなった、はじめての事例です。

### 地域住民主体で発電

もうひとつは、飯田市で進めている上村地区の小水力発電です。150キロワットで予定していましたが、おそらく180キロワットの出力になると思います。これは地元住民が主体となって、借入金以外の利益はすべて地元で還元されるような仕組みをつくりたいということで、飯田市と議論を進めてきました。

まず事業主体のありかた、簡単にいえば法人格ですが、ひとつのアイデアとして認可地縁団体という制度を利用しよう。どういふものかというところ、例えば自治会が公民館を所有しようとするときに、自治会は法律上不動産を所有できないので困っていたんです。(自治会長の)個人名義にするわけにもいきません。認可地縁団体というのはこういう場合に、自治会に対して首長が認可地縁団体として認証すると財産を持つことができるという制度です。元々は公民館を持っている、という制度ですが、財産を持つわけですから発電所も持っているわけです。

またいろいろサポートが必要になります。市や市長や市役所が認可地縁団体をサポートするときに、その根拠がないと動きにくいので条例をつくらう。昨年一年かけて私も参加して、諸富先生、おひさまの原さん、水上弁護士、また地元金融機関などが参加したタスクフォースをつくって、条例案の検討を重ねてきました。そして「飯田市再生可能エネルギー

の導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が、今年四月から施行されました。

そのうえで今やっているのは、住民のみなさんとの話し合いです。これは、自分たちが事業主体であるという自覚が、住民のみなさんのなかで芽生えていくプロセスです。これまでは役員のみなさんと話をしてきたわけで、住民のみなさんはまだ「こういうことをやっているらしい」という程度の認識なんです。そこで、みなさんに事業主体としての意識を持ってもらうために、地区ごとに説明会を開き、その後全地区合同でワークショップを開きます。

こういう段取りを踏んで、まちづくり委員会を主体として、年度内には地元の発意による発電所の発注にこぎつけたと思っています。来年度には設計、再来年度には着工というスケジュールで考えられています。

これは、自治法の認可地縁団体という仕組みを最大限活かして、行政が地元住民組織を応援するという、きわめて先進的な取り組みです。視察もたくさん来ています。

上村のワークショップでは、発電事業の収益を地域でどう使うか、ということにフォーカスしています。地域のみなさんにとっては、発電所をつくるか、という話ではどうしても他人事になりま

すから、それよりも収益をみんなどう活かすか、ということを中心にして話しています。

### 自治体がサポート、民間会社を立ち上げて発電

もうひとつは熊本での動きです。くまもと温暖化対策センターというNPOが核になっています。県が研究会の予算をつけてくれて、くまもと温暖化対策センターが事務局を担って、小水力発電を実現するための研究会を行いました。企業、個人など七十社ほどが集まり、県内から情報を集めたところ三十五ヶ所ほど候補地がありました。これを五ヶ所に絞



6面から続く

現場を調査し、そのなかから研究会では第一号案件を南阿蘇村というところ

これはFS調査(事業可能性調査)までは、県が補助金をつけてくれて行っています。そのうえで実際に事業主体に参画する人、簡単に言えばお金を出す人を募ったところ、七十社のなかから地元

そのうえで今年四月、南阿蘇水力発電株式会社設立されました。今はこれが事業主体として、いろいろな手続きを進めているところです。ひょっとするのは、九州電力の送電容量が足りないという問

ポイント、地域に事業主体を作り上げる

小水力発電ではどうしても、調査段階でお金がかかります。事前の調査段階で最低二年、費用も200キロワット程度

ですからこの調査設計のなかで、できるだけ早い段階で精度のよい「見切り」ができるか、ということなんです。例えば三百万くらい投じた段階で見切れれば、損失は三百万ですが、二千万投じた段階で見切れれば、二千万が損失になるわけ

ただ一番大事なのは、地域で事業主体をつくりあげるプロセスです。これは外

題です。どういふことかという、阿蘇周辺は条件がいいので、みんな目をつけているんです。メガソーラーが多いんですが、なかでも四万キロワットという話

この熊本の場合は県がかなりサポートしていますが、やはり地元が主体になった事業という点でモデルになると思

から持ち込めるものではありません。もうひとつはファイナンスです。この二つは密接に結びついています。

地域で、どういう形で事業主体を立ち上げるか。これについては「正解」はひとつではなくて、それぞれの条件に応じていろいろな形がありうるわけです。富山、飯田、熊本の例を挙げましたが、それぞれモデルを作ろうとしているんです

飯田モデル、熊本モデル、〇〇モデルという形で見えるようになれば、自分たちのところでやろうとしたときに、「このモデルでいい」ということができるわけです。何もないところから作る

また、「自分たちが主体になる」ということの説明もなかなかむずかしいんですが、「このモデルでやろう」ということになると、「自分たちはこういう役割

を担うんだ」ということも見える。だから第一号モデルは時間がかかりますが、第二号以降、時間は短縮できると思っ

飯田市上村の場合は、すべての住民ができるだけ対等に参加するというモデルをつくらうとしているわけです。アルプス発電の場合はそうではなくて、建設会社五社が自分たちで進めている。もちろ

このように地域住民のかかわり方の程度による、三つのモデルが見えつつあるわけです。固定価格買取制度による買取期間は二十年。水力発電は二十年以上持ちますから、地域で持続的に携わって

このように地域住民のかかわり方の程度による、三つのモデルが見えつつあるわけです。固定価格買取制度による買取期間は二十年。水力発電は二十年以上持ちますから、地域で持続的に携わって

(10月8日。聞き手/戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

□第129回 東京・戸田代表を囲む会□

グリーン経済をめぐるドイツと日本の歩みードイツのエネルギー改革と長野県の試み

ゲストスピーカー 一方井誠治・武蔵野大学教授

ドイツの脱原発・気候・エネルギー政策の改革

今回は、主としてドイツの気候変動政策についてお話ししました(「エネルギー政策は気候変動政策と統合せよ」三九七号)。今日はまず、グリーン経済をめぐるドイツと日本の歩みについて、お話ししようと思います。ドイツのこ

ドイツと日本はともに第二次世界大戦で負けて、国内が非常に荒廃した状況からスタートしました。日本と似たような状況で、ミュンヘンに初めて原子炉

六二年にバイエルンにドイツで初めての原子力発電所第一号が設置され、以降二〇〇四年までに約百十の核施設が建設されたといわれています。発電所だけに限ると十七とか十八なので、百十の施設には再処理を含めさまざまな関連施設が含まれていると思います。

ドイツでもそういうものが出来始めると、当然ながら反対する地域の方が出てきます。なかでも有名なのが、核廃棄物の処理施設建設に反対する自然保護団体などによる「ニードーザクセン環境保護

党」で、これが「緑の党」の核になったといわれています。

一九七九年になって、緑の党が発足します。ただ当時はキリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟という保守政党が非常に強い時代で、緑の党、そして革新政党である社会民主党はずっと野党の位置におりました。そのため原子力発電所の建設なども、それなりに進んでいった

ところが一九八六年に、旧ソ連でチェルノブイリ原発事故が発生しました。この影響がドイツにも及んでくるということで、特に女性を中心に非常に危機感が高まったと言われています。ドイツ国内では九〇年にヘッセン州の核燃料製造施設で被曝事故があって、チェルノブイリからあまり年月もたっていないこともあり、これもドイツの国内で非常に深刻に受け止められたと聞いています。

ただ当時はコール政権で、これは三期十二年続いたキリスト教民主同盟・社会同盟という保守本流の長期政権です。ド

「持続可能な発展に関する戦略」

ー脱原発・気候・エネルギー政策の大転換

ところがこのころに、九八年の総選挙ーこれは欧州議会の総選挙が重なってW

ドイツには、日本の経団連と同じような非常に強力なドイツ産業連盟がありまして、政権との間で「野党は環境税を導入しようとか、原発反対とか言っているが、与党としてはそういう動きは飲まない」というような約束までした、と言われて

ところが九〇年代というのはEUの経済統合が進み始めていたことで、ドイツ国内というよりは、欧州全体で地殻変動のようなものが始まっていたんです。そのひとつがエネルギー改革です。

ヨーロッパも地域ごとにいろんな電力会社があったわけですが、欧州を一体として、電力自由化という基本的な考え方の下に均一化していかなければいけないというところで、第一次電力自由化指令というものがEUから出ました。

ドイツ政府も基本的にはこれに賛成して、一年後に法律で電力自由化を開始しました。それまではドイツ国内には、発電電全て独占している地域独占の電力会社があつたわけですが、その独占体制を撤廃して、小売市場は完全に開放すると。ただし発送電分離までは第一次電力自由化指令が求めているなかったで、そこまでは行かなかったといわれています。

選挙だったそうですーで政権交代が起これ



一方井誠治 (いっかたい せいじ) 武蔵野大学教授

1951年生まれ。東大卒。環境庁入庁。長官官房国際課課長補佐、財務省神戸税関長など。05年より京都大学経済研究所教授。経済学博士（京都大学）。12年より現職。

7面から続く  
ります。チェルノブイリの原発事故で、国民のなかにドイツの原発について反発が起って、緑の党などがかなり力を蓄積してきていました。社会民主党も「今の与党の政策はドイツの民意に沿っていない」と言ってきたように、(九〇年代を通じて)かなり国民の不満が高まっていて、それが革新政党である社会民主党と緑の党の総選挙での大勝につながった、といわれています。

ここで緑の党も初めて政権に入りました。そして、社会民主党の野党時代からの主張である環境重視とか雇用の重視を、一挙に政策化していくわけです。例えば一九九九年には有名なエコロジー税制改革が導入されました。簡単にいうと、エネルギーに課税する→新たに電力にも課税→一方で、その税収を雇用対策や社会保障に充てるという政策です。  
日本の場合は、電源三法で税金という電力からお金を取っているんですが、それが原発の立地の方に回っちゃうんですね。ドイツの場合はそうではなくて、電力税の税収は社会保障に回るといって、かなり構造が違ってくる改革です。また日本では、去年初めて再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まりましたが、ドイツでは二〇〇〇年に根拠法が成立して、すぐに固定価格買取制度が始まりました。

令のようなEU指令を出さなければいけないんですが、「そういうものを作り出すよ」という宣言をしたのが二〇〇〇年です。  
ただドイツ産業連盟をはじめ、ドイツの産業界は非常に反発しました。政府の方も割れたそうです。ドイツでは、環境・自然保護・原子力安全省という長い名前の付いた環境省があるんですが、当然そこは排出量取引制度に賛成です。しかし一方で経済を担当する、当時は「経済労働省」という名前だったんですが、こちらは反対です。政府内部でも対立があったようです。  
EUの方は、これを作ろうという方向に進みます。この排出量取引制度というのは経済的措置の一つなので、ドイツみたいに非常に力の強いところ、そうではないところを平準化するような役割があるということもあって、回りの国々は賛成の立場が多かったんです。ドイツ産業界は徹底して反対します。最終的に合意するのに三年かかるんですが、ドイツ産業界対EU当局の攻防が続きました。  
ちょっと話が戻りますが、政府と電力会社の脱原発合意が二〇〇〇年に成立しました。これがいわばドイツの脱原発の出発点です。  
なぜこんなことができたのか。シュレダー政権が誕生した時に緑の党が政権に入ったように、まず国民世論として、非常に原子力発電に懐疑的な空気があったということが一つです。もう一つは日本の場合だと電力会社が徹底抵抗というところなんです、すでにドイツでは、

EUの第一次電力自由化指令に基づいて独占体制が壊れていて、電力会社がある意味で弱体化していたことがあります。  
そして何よりも原子力発電というものは、ものすごくお金がかかるし、リスクも非常に大きい。事故のリスクもありますし、核廃棄物の処理ということまで考えても、民間企業がやるプロジェクトとしてはリスクが大きすぎて、政府が後ろ盾についていない限り、民間だけでは怖くて出て行けないわけです。日本の場合には例えば原子力損害賠償法でも、一義的には電力会社ですが、最後は国が面倒を見ることになっています。資金的にも政府が強力に援助している。  
ドイツでは、そもそも一九九八年のシュレダー政権が誕生した時、もう政権自体が脱原発の方針だったわけですね。政府は当然電力会社の後ろ盾になるつもりもないし、リスクを自ら抱えようという気もないわけですから、そうなるって、もう民間会社は頑張ってもしょうがない、というところもあるんです。  
またこれは推測ですが、ドイツでもあちこちで反対にあっていて、おそらく民間会社としての電力会社も相当苦労したと思うんです。純粋にビジネスとして考えても、「本当にこれでやって行けるのか」というようなことも多分あったと思います。そういうこともあって、政府と電力会社の脱原発合意が成立したといわれています。  
この合意を、二〇〇二年には法律にするんです。法律にするというのはとても大事で、その後政権が変わってもそう簡単に反転させられないという、いわゆる歯止めになっていくわけです。その脱原発法で、二〇〇二年までに当時稼働中の十七の原発を廃止すると。これについては国民の八割が支持していたという、驚異的な数字があります。

同時に、この二〇〇二年に非常に重要な戦略をドイツが国として策定します。これが「ドイツの展望―私達の持続可能な発展に関する戦略」というものです。これは何が基になっているかという、一九九二年にブラジルのリオで地球サミ

ットがあって、「アジェンダ21」という持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき行動計画という文書が採択されたんです。  
五百ページくらいあるものなんです。将来人類が持続可能に生き延びていくためにはこういうことをやらなければいけない、ということが四十章にわたって書かれています。これを参考に、各国でそれぞれの国の持続可能性戦略を作ってくださいということが推奨されたんですね。  
当時私は環境庁にいて、「日本でも作らなきゃいけない」と外務省と環境庁、そのほかの関係省庁と連絡を取りながら、アジェンダ21の四十章にほぼ対応した日本の戦略というのを、一年足らずで作っちゃったんです。ただしその四十章の中には、貧困問題とか女性問題とか、いわゆる環境問題だけではなく特に発展途上国で問題となっている社会的な問題、それから経済開発など、全てが入っているんです。  
今から考えると、本当に考えが足りなかったと思うんですが、それらにそのまま単純に対応したものを書いてしまった。考えてみると、それぞれの地域や国で、何が持続可能性のネックとなっているかは、全部違はずなんです。だからすべてを網羅した四十章をそのまま淡々と書くのではなく、本当に考えなければいけなかったのは、日本での持続可能性のネックは何か、ということなんです。  
ドイツはそれをまじめに考えて、九二年から数える十年、検討に時間をかけて、二〇〇二年に「ドイツの展望―私達の持続可能な発展に関する戦略」というものを出したんです。それはアジェンダ21の四十章をベタッと書くんじゃないで、ドイツのポイントは何かということに非常にメリハリをつけて書いた。そのトップに、再生可能な資源利用の原則みたいなことが書いてあるんです。

持続可能な社会とはどういう社会か、というのは研究者の間でもいろんな議論があるんですが、環境経済学者の間では「ハーマンデリーの持続可能な社会の

三原則」というのがよく言われます。  
一つは、再生可能な資源は再生可能な範囲内で利用しなければいけない。それから第三原則は、いろんな汚染物質とか人間が出す人工的な廃棄物のようなものは、自然が受け入れられる、浄化できる範囲内で出さなければいけない。そして二番目の原則は、ちょっと言い方が難しいんですが、石炭とか石油など、非持続可能な資源というのは人間が当然使っているわけですね。そういうものの利用は、それが再生可能な資源に置き換えられるペースを上回ってはいけない。今は非再生可能な資源で社会を維持しているとしても、それは将来的には全部再生可能な資源に置き換わることが可能な範囲にとどめておかなければいけない、というのが第二原則なんです。  
改めてドイツの「ドイツの展望―私達の持続可能な発展に関する戦略」をみると、ほぼそのハーマンデリーの原則に沿ったことが書いてあるんです。その考え方から行くと、化石燃料や原子力を使ったエネルギーを再生可能エネルギーに置き換えるというのは、非常に素直な道筋になるんですが、そういうことを二〇〇二年の段階でドカンと出しているんですね、国の計画として。

それから二〇〇三年にEUの第二次電力自由化指令があります。さすがに電力の自由化というのは、EUでもなかなか難しく、都合三回に分けて出ているんです。

が、第二回目の時は発送電の法的分離を加盟各国に指令したんです。  
同時にEUの排出量取引指令、これは三年間かけてEUの意思決定をしたんですが、結局ドイツではどうということになったかというところ、ドイツ産業界は最後まで反対していました。政府の経済労働省も反対だったと聞いているんですが、ドイツの官邸というか、一番上の意思決定をするレベルで最終的に賛成することになりました。  
というのも、実はこれは投票で決めるんですが、欧州全体で八六票くらいあって、そのうち六七か八くらいの票数を取れば物事が決定できるんだそうです。ところがドイツ自身は一〇票しか持っていないので、ドイツが全部反対票を入れても可決される見通しが明らかだったんです。もしドイツがそういうことをしてしまつと、今後のEUにおけるドイツの政治的影響力が大きく低下するということがあったって、産業界は猛反対していたんですが、最後のところで政府が「もうこれは賛成しよう」ということになった。  
いわゆる条件付きというか、入ることは前提にして、そうであれば産業界がずっと言ってきた自主行動計画みたいな自分たちの判断で自分たちが一番やりやすいようにするということを二応名目的に残すと。そういう条件を出して賛成に回った。ただそれは本当に名目的なものにすぎなかった、と言われていました。

決まっていたということもありまして、世論の支持があったこともあったらうと思えます。  
二〇〇七年になって、EUの第三次電力自由化指令が出ます。この時はもう発送電の法的分離ではなくて、所有権分離をしろ。法的分離だけだと、法的には分離されていても実質的な影響力は残る

### 政権が替わっても 脱原発、気候・エネルギー政策の基本方向は維持



8面から続く

ということがあるものですから、名実ともに分離するという、かなり強い指令が二〇〇七年に出ます。

二〇〇九年に第二次メルケル政権が誕生し、社会民主党が政権から外れて保守政党だけの政権になりました。ここぞとばかり産業界が圧力をかけてきたようですが、それでもさすがに脱原発を止めるということでは行かなくて、二〇一二年までにフェードアウトするということを、二〇三五年までに延長すると。産業界、特に電力会社してみると、原発というのは装置産業ですから、長く使えば使う程コストが落ちるので、とにかくそれをやってくれれば、ということまで延ばしたようです。

ただし、政府は「長く使えばコストが落ちるんだから、コストが落ちた分は核燃料税として税金をいただきますよ」と、核燃料税の導入を決定したんです。

ただこれで全体の方向性が揺らいだかというところではななくて、二〇一〇年には前回お話しした「エネルギーコンセプト」という、二〇五〇年までの長期的な気候エネルギー政策、ドイツは長期的

### ドイツが脱原発・エネルギー改革を推進できた理由

ドイツがなぜここまで、脱原発・エネルギー政策を展開できてきているのか。私なりに考えてみました。

ひとつはやはり、脱原発を八割が支持しているというような有権者の支持です。それから根強い市民運動です。人々の意識は脱原発に限って言うと、やはりチェルノブイリの事故の影響、そして福島の影響、それから将来コストがかさむであろうという話、それからテロの危険がどうしても最後まで残るということ、あえて重みづけをすると、事故の問題意識というのは50%くらい、費用の問題が30%くらい、テロが20%くらいかなあ、という話も聞きました。

にエネルギー改革をしていきますよ、という大戦略を策定しています。ですから大きな方針は揺らいでいなかったんですが、原発の稼働期間を延長することをメルケルさんは決断したわけです。

ところがその翌年に福島原発事故が発生してしまいました。ここからがすごいですね。三月十一日に事故が発生したんですが、十四日には直ちに旧型の原発七基を停止したんですね、メルケルさんは。そして新たに倫理委員会というものを立ち上げて、二〇三五年までの延長も含めて議論し直した。そして六月には原子力法を改正して、旧型七基と故障で停止中の一基の計八基、いったん止めたものはもう再稼働を認めないと。そして残りの九基は稼働していいけれども、それは二〇一二年までに停止しようところに戻す。社会民主党、緑の党の連立政権で決めたところまで戻すという決定をしました。

先日の総選挙で第三次メルケル政権が誕生し、今は連立を模索中ですが、ここまで積み重ねてきていますので、脱原発や気候エネルギー政策は大きくは変わらないうちと言われていると思います。

あって、みんなちょっと警戒しているところがあるんですね。ですから通貨統合にしても排出量取引にしても、こういう制度を入れることによってドイツが不利になるんじゃないか、というくらいに感覚で回っているわけです。

ただ電力自由化指令にしても欧州排出量取引指令にしても、一見産業界に敵しいんですが、じつは合理性があるんですね。それに真面目に答える力がやっぱりドイツにあるんですから、ふたを開けてみると、通貨統合にしても排出量取引にしても、ドイツが結局有利になってくる。そういう経済のダイナミズムというものが、政治のダイナミズムというか、そういうものがあるような気がします。

もう一つは、気候変動が今どうなっているか、このまま放置しておくとどういう影響が経済に跳ね返ってくるか、あるいはグリーン成長というのがどういふことなのか、市場の活用という意味は何かというようなことについて、国民の理解がかなり進んでいるという気がします。

脱原発にしても、当面はやはりお金がかかる、コストがかかるということには、率直に政府は言っていますし、再生可能エネルギーを普及させるには、当面、固定価格買取制度で一時的にコストが上がると言っているんですが、「脱原発のためなら少しコストを負担するのはOK」というところまで、国民の理解があるということだと思っんです。

もう一つは核兵器を所有していないこと、それから所持の予定もないこと。このあたりはフランスとの決定的違いで、やはり核兵器を持っている国は、技術開発を含めて膨大なお金を投資していますし、世界のパワーバランスの状況からいっても、簡単に核兵器から撤退するということにはいけません。そうやって、関連ある原子力発電所も簡単につぶせない、というようなことがあると思っんです。ドイツはそういうところからは結構自由というか、欧州の中でどうしても核兵器を持たなければいけないという政治状況じゃないだろうと思っんです。それから、これはかなりプラクティカル

な話ですが、原子力発電所の設置をめぐる社会システムです。原子力発電所設置の許認可、監視責任はドイツの場合、連邦政府から州政府に委託されているんです。つまり州政府が一義的には許認可の審査をするんですが、そうやってくと、やはり地域の人たちとの向き合い度が変わるわけですね。感じとしては、住民の頭越しに認可を出すのは難しいんじゃないかという気がするんですね。それに加えてドイツの場合は、日本とは違って環境省がダブルチェックをするということ、発電所設置がそうスムーズにはいかなかったのではないかと思います。

また日本では電源三法交付金というのがあって、膨大な交付金が原子力発電の方に回りますが、ドイツにはそういう仕組みがないんです。あるジャーナリストが原子力発電所のある地域の首長さんのところに行って、「原発がなくなるといろいろ困るんじゃないですか」と言ったら、「確かに、事業がなくなると事業税が取れなくなるのは打撃です」「でもどんな事業でも、経済の状況に伴

### ドイツの今後の課題

ただドイツもすべてが順調に進んでいるわけじゃなくて、固定価格買取制度がそれなりにうまくいったので、確かに一般家庭の電力価格は上がっているんです。それに対して、やはり不満を持っている国民はいて、総選挙の時にもだいぶ話題が出たようです。

ただしドイツの場合、電力、特に一般家庭の電力価格のうち40%は税金類なんです。税金を抜いた単純な電力価格だけで比較すると、日本とそれほど差はないです。電力税とか固定価格買取の付加金とか、それからドイツは南北の送電線の建設を促進しようとしているので、そのためのお金とか、そういういろいろなものが付加されている。

だから固定価格買取制度だけが上がっている、というわけじゃない。しかもその40%の中には電力税というのがあ

ってだめになることもあるので、そう言ったらまた新しい事業を入れる」と。普通にある事業の衰退の一つみたいな感覚で、何が何でも交付金がなければ困るというような日本の状況とは違うようです。

それから日本との違いですが、電力の自由化がEUという枠の中で先行して、比較的早くから電力会社の地域独占体制が崩れていたということも、こういう改革の方に進んだ要因ではないかと思っます。日本と比べて有利だったのは、欧州の電力網を通じて輸出入が日常的にできますから、再生可能エネルギーの不安定性―これはどうしてもあります―を緩和できる保証があると。

ドイツの原発は、福島事故後にいきなり止めたんですが、それが可能だったのは、二〇一一年の頃から、ドイツの電力は輸出超過の状況だったんですね。だから原発を停止しても、その分は自前で賄えた。ちょっと余裕があったんですね。それも、ドイツがこういう方向に進めた要因のひとつではないかと思っます。

て、それは従業員が社会福祉の方に回っているということもある。電力価格が上がるのはもちろん嫌なんですが、日本の感覚とはちょっと状況は違うところがあります。

### エネルギー政策と環境政策を連携させた長野県の環境エネルギー戦略

長野県の話に移ります。

長野県はこれまで「地球温暖化防止県民計画」というものを策定して、対策を推進してきました。日本の地方公共団体はほとんど、何らかのこういう計画を持っています。地球温暖化防止対策推進法の中で、各県に「そういう計画を作ってください」と書いてあるんですね。

固定価格買取制度のおかげで、特に太陽光発電はものすごくコストが下がっています。風力発電もそれなりに下がってきていて、今すぐは無理ですが、二〇一〇年から先は、固定価格買取制度は止めて、マーケット価格で再生可能エネルギーをまかなえるところに着地させよう、と、計画していると聞いています。

それから最近の話題は、石炭火力発電所の新設問題です。去年も新設の石炭火力発電を二基作って、今年も六基新設するそうです。これは二〇一〇年のエネルギーコンセプトでも書いてはあったんですが、再生可能エネルギーを受け入れる時のバランス能力と予備能力の観点から、これからは石炭ガス火力への投資は必要である。ただしエネルギーコンセプトでは、それはCCSを基本的に付けていこうという発想なんです。CCSというのは、化石燃料からのCO2を取って地中に埋め込むというものなんです。これはまだ実用化段階にはなくて、少なくともコスト的にペイしないんじゃないかという話で、今作られているドイツの石炭火力には付加されていません。

それをもって、「けしからん」と言っている人もドイツではもちろんいますし、「これは当面安い電力価格を維持していくために、特にドイツの経済にとって非常にいいことだ」とか「この際今までのような路線はやめたらどうか」というような声があったり、いろいろな意見が出ています。

### エネルギー政策と環境政策を連携させた

ただこの計画では、地球温暖化対策で決定的に重要な、県のエネルギー政策との連携が不十分で実効性が上がっていない。これはじつは県だけでなく、そもそも国の政策が実効性が上がっていないわけです。前回もお話ししたように、エネルギー政策は経済産業省の専管、気候変

9面から続く  
 動政策は環境省、経済産業省、外務省、内閣府の四つが仕切っているという非常にアンバランスな形になっていて、特に原発とか、再生可能エネルギーの基本的ところは、環境省が全く触れないような形になっているんです。

ところが、ドイツではどうも環境・エネルギー・経済が一体となった計画を作っているらしい、ということから長野県の第三次計画では、温暖化対策とエネルギー政策の統合を模索しようじゃないか、という話になったそうです。

そこでたまたま私に声がかかって、県が地球温暖化対策専門委員会を作った、新しい政策の検討をするので、委員長をお願いしますと。私では力不足とは思ってんですが、お引き受けしました。

去年のことですが、四回の委員会、四回のタスクフォース会合で検討を重ねました。今までは環境部局が主として作っていたんですが、エネルギー関係部局、産業部局、建設部局といったところに入ったが、県庁内の横断的なタスクフォースを作った議論を積み重ねていくと、そういうことをやりました。

ある程度まとまった段階でステークホルダー会議をやりました。NPOの方から産業界の方、地方公共団体の方など、県内のありとあらゆる方が来られました。パブリックコメントもやりまして、今年一月に答申を出しました。

この答申に基づいて、いろいろ条例改正も必要だったんですが先月、最終的に「長野県環境エネルギー戦略」を策定しました。これは国のように各省庁の縦割りではなくて、県では知事と「OK」と言えることができる、ということだからできたようなんです。

この戦略には十二のポイントがあります。まず「なぜ長野県はこれを作ったか」ということですが、要するに長野県の温室効果ガスの排出抑制は十分じゃないと。これから化石燃料価格もどんどん上がっていくかもしれない。また東日本大震災に伴うエネルギー制約は、長野県にも及んでいる。気温上昇のシミュレーション

を見ても、日本だけでなく長野県でも、これからどんどん気温が上がります。そうしたことから、長野県では地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合しよう。これが第一のポイントです。

そのための対策ですが、例えばエネルギーというのは一次エネルギー（エネルギー源）から二次エネルギーに転換し、最終的に消費されるまでの間にロスがいっぱいあるんですね。ところが温暖化対策という時には、あまりそういうところを見ない。本来はエネルギー政策のところで見ると、エネルギー全体の流れを踏まえて、どのあたりに対策を講じたらいいか、統合していくとわかるんじゃないかということなんです。

あるいは、日本でたくさん発電設備を持たなくてはいけないのは、真夏の一番暑い時の電力消費ピーク需要をまかなうための対策をやらなければいけないからなんです。逆にいえば、そういうピーク抑制をちゃんとやれば、そんなにたくさん発電所を作らなくてもいいんじゃないか。あるいは、そもそも長野県というのは自然エネルギーのポテンシャルがあるところだから、地域でエネルギーをまかなっちゃうという発想をしてもいいんじゃないか。こういうことが第一のポイントです。

ポイント2は、全体を貫くコンセプトで「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」ということです。以前にもご紹介しましたが、ドイツではGDPは伸びる一方でエネルギーの使用量は抑制する、温室効果ガスは減る、ということになっていきます。ところが日本はGDPはドイツよりはちょっと低いんですが、エネルギー使用量、温室効果ガスの排出量、両方とも増えています。そこで長野県はドイツ型に転換しようじゃないかと。要するに長野県のGDPとどうか、所得は上がるけれども、エネルギーの使用量は減る、温室効果ガスの排出量も減ると。それを全体を貫くコンセプトにしようということなんです。

これは結構大事なポイントで、今まで

は温暖化対策県民計画を事業者の方に持って行くこと、「環境は大事かもしれないけれど、結局これ経済に悪影響があるんじゃない」ということだったんです。しかしドイツ型だと、「いや、経済は伸ばさずんです。同時にCO2は減らすんです」ということでもっていきける。すべしうまくは行かないんですが、基本コンセプトはこれです。

三つ目は、温室効果ガスの削減目標を県でちゃんと決めよう。じつは国の目標はちゃんと決まっていますね。ただ二〇五〇年で八割減というのは、一応政治的にはあちこちで言っているの、それを取って、中間段階の三〇年とか四〇年の目標を長野県なりに決めようということなんです。

ポイント4は、最終エネルギー消費量と自然エネルギーの導入量の目標です。これから人口も減っていきまじ、技術も高まっていく。そもそも無駄を減らしていけば、われわれの満足感を減らすことなく、最終消費量を減らすことは可能だという前提に立って、長野県の最終エネルギー消費量は減らしていくこと。一方で自然エネルギー導入量は増やしていくこと。そうすることで、最終エネルギー需要に対する再生可能エネルギーでの自給率を上げていく。そういう考え方で、ピーク時の最大電力需要量もだんだん下げて行くこと。

それから自然エネルギーの設備容量も上げていくこと（ポイント5）。自然エネルギーというのは設備容量すべてが発電できるわけじゃないんですが、その設備容量の目標も上げて行く。それらを組み合わせて、エネルギー自給率・発電設備容量に見る自給率も計算できるから、その率を上げていきたいと思います。

ポイント6は、基本目標を頂点とした政策体系です。持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会を作ろうという目標に向けて、三つの政策体系をあげています。一番目が、エネルギー需要を県民の手でマネジメントする。二番目が、再生可能エネルギーの供給と利用を拡大する。三番目が、総合的な地域温暖化対策を推進

する。このように基本目標を政策体系に分解して行って、さらにそれを政策に落とし込んで、政策パッケージをわかりやすく作っていきまじょうという話です。

ポイント7、8はその政策パッケージの主なものですが、例えば家庭の省エネ政策パッケージでは、これまではどうしても「こまめに電気を消す」みたいな、やっても効果が薄いものが多かったんですね。それをもうちょっと、ある程度お金をかけても実効性のあるものにする。省エネ系のやつは、ある程度お金をかけてもちゃんとペイするんです、時間をかければ。そういうことも含めて、きちんと実効性がある、経済的にもペイするようなものについて情報も提供する、個別に簡易診断をして助言する、というようなことをやる。

事業者向けの政策パッケージもありまじ。これまでもある一定規模以上の事業者には、地球温暖化対策の計画書を出していただき、ということもやってきたんですが、形式的に出しているだけというのが多かったんです。そこで出してもらったものをちゃんと見て、指導、助言、評価して、場合によっては表彰するということ。実質的にいいものを入れてもらうための仕組みを作ろう。意欲のある事業者で、県と協定を結んで計画的にやってくれたいところは、県の方から支援しまじょうとか、省エネパトロールとか事業者協議会、そういうようなことをやっていくということなんです。

ポイント9は建設省エネ政策パッケージで、これも結構大事な話です。基本的にこれから新しく大きな建物を建てる時には、例えば最初に環境エネルギー性能

について、建物を建てる人が事業主に対して説明しなきゃいけない。逆に建築主の方は、最終的に環境エネルギーの性能を表示しなければいけない。あるいは環境エネルギー性能の届け出を建築後にする。少なくともある程度大きな建物を建てる人には、それを義務化する。

それから建物を建てる前に、自然エネルギーの導入ができるかどうかの検討を義務化する。やはり情報がなければ進まないの、自然エネルギーの導入可能性をちゃんと説明すること。建築主の方は、自然エネルギーの設備を入れた場合にはちゃんとそれを表示する。そして自然エネルギーの検討結果を、必ず県に出さなければいけない。そういうことを義務化する。

このあたりはパブリックコメントやステークホルダー会議などでも、県の建築関係の人がいろいろ心配されていたんですが、最終的にはこの方向で行こうということに進みました。

ポイント10の自然エネルギー政策パッケージというのは、やはり再生可能エネルギーの固定価格買取制度が二年から始まったということが非常に大きく、基本的にはそれを前提にして、総合特区によるモデル事業をやるとか、一村一自然エネプロジェクトとか。それから発電所、エネルギー供給サイドに対しては、計画書を出してもらおう。太陽光発電も、屋根貸しとか初期投資軽減モデルとか、小水力についても導入可能性の検討とか、発電モデル事業とか、そういうようなことをやって行きます。

ポイント11はエネルギー適正利用です。化石燃料を燃やして発電して、その

う当事者意識と、住民自治を涵養していくと社会関係資本にほかならない。財政民主主義の確立、地域民主主義の深化、地域経営の質の向上などの多面的アプローチ、それらを統合していくアプローチのなかから、未来へ投資する社会への道すじをつくりだそう。11月10日のシンポジウムでは、

電気をまた熱にする「オール電化」というのもてはやされていたんですが、これはロスがいっぱいあるんです。基本的には熱は熱でまかなうことで、一番いいのは自然エネルギーをそのまま熱で使う、例えばウッドチップみたいなやつで直接ストーブなどで温めてしまうということなんです。そういう考え方に立って、家庭にも情報を提供していきますし、ピーク抑制についてもピーク時のシフトチェンジや、産業界の方にはピークカットチャレンジというような仕組みがあって、みんなでピーク需要を減らしていきまじょう。

それからエネルギー需給情報については、エネルギー供給事業者が県内への供給実績や環境の取り組み等を県に報告し、県民に情報を提供する。再生可能エネルギーの計画書制度をもう少し拡充するということがあります。

そして最後は実行が大事だということ。長野県内、細かくすべてのところに情報が行くように、それから取り組みが促進できるようにということを書いていまして、絵に描いた餅に終わらないようにしまじょうね、ということなんです。

環境政策とエネルギー政策を連携させた計画は、おそらく日本でもはじめてのことだろうと思います。今後はこの計画の着実な実施、さらには検証、フォローアップが順調に進んでいくことを願っています。

(10月8日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

エネルギー自治を切り口に、こうした議論を共有したい。

1面から続く